

平成23年分 **確定申告** が始まります

確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税の額を自分自身で正しく計算し、申告して納税する制度です。

この申告は、事業経営者以外にもサラリーマンや年金受給者も対象となる場合があります。自分に申告が必要かどうかよくお確かめになって、必要な方はお早めに準備をしてください。

申告時期

2月16日（木）～3月15日（木） 還付申告は、2月15日以前でも相談及び申告書の受付を行っております。

受付会場

網走税務署または役場町民生活課税務係

確定申告が必要な方

1. 事業所得・不動産所得・譲渡所得などがある方
2. 外交員、集金人、検針員の方
3. 私塾などを経営している方
4. 給与の年収が2千万円を超える方
5. 給与と所得や退職所得以外に合計が20万円を超える所得がある方
6. 複数の会社などから給与を受けている方

確定申告で税金が還付される場合があります

1. 多額の医療費（所得金額が200万円以上の場合には10万円以上）を支払った場合
2. 住宅ローンを利用して、マイホームを取得（新築、増築）した方
3. 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方など

申告に必要なもの

1. 印鑑
2. 源泉徴収票（給与、年金など）
3. 生命保険・地震保険・国民年金などの各種証明書、医療費の領収書
4. 還付申告の方は金融機関の口座番号
5. 税務署から申告書が送付された方はその申告書

今回の申告の主な改正点

- ▶ 年少扶養親族（年齢16歳未満の者をいいます。）に対する扶養控除が廃止されました。
- ▶ 年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除について上乘せ部分（25万円）が廃止され、これに伴い、特定扶養親族の範囲が年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされました。
- ▶ 扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円（改正前：40万円）に引き上げられました。（控除合計額は、従前同様75万円です。）
- ▶ 震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除について
 - ・ 日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金
 - ・ 新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的には国又は大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に拠出されるもの
 - ・ 社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」として直接寄附した義援金などが震災関連寄附金の該当となり、控除対象限度額が総所得金額等の80%相当額となります。

この控除を受けるには、義援金を寄附したことを確認できる書類（領収書、受領書、預り証など）が必要です。日本赤十字社・中央共同募金会の「東日本大震災義援金」口座への寄附については、払込票の控（受領証）で差し支えありません。

e-Taxのご利用について

e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができます。

平成23年分の所得税の確定申告を申告期限内にe-Taxで行うと、最高4千円の特別控除を受けることができます。（平成19～24年分の間でいずれか1回。平成24年分は最高3千円。）

e-Taxのご利用には、電子証明書が付与された住民基本台帳カード（ICカード）及びICカードリーダーが必要で

ご利用に当たっての手続き等については、

e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/> をご確認ください。

確定申告相談・納付相談を受け付けます

平日都合により来庁できない方や、役場まで来ることが難しい方のために、下記の日程で確定申告と納付の相談を受け付けますので、ご利用ください。

開催日	受付時間	会場
2月26日（日）	午前9時～午後12時	はなやか小清水（研修室）
	午後1時30分～午後4時	止別出張所
	午前9時～午後4時30分	役場町民生活課税務係

平成24年度からの町民税の寄附金税額控除

- ▶ 控除対象となる寄附金額の下限額が2千円に引き下げられました。（改正前：5千円）
- ▶ 「特定非営利活動法人グラウンドワークこしみず」に対する寄附金が町民税において控除の対象となりました。所得税における控除対象とはなっておりません。確定申告とは別に、小清水町役場へ寄附金税額控除の申告を行う必要があります。

【お問い合わせ先】

町民生活課税務係 ☎（62）4479



小清水保育所開放のお知らせ 保育所に遊びにきませんか？

保育所は、家庭で保育できない0歳児から就学前の5歳児までの子どもたちをお預かりし、保育している所です。

小清水保育所では、保育所及び幼稚園などに入園されていないお子さんを対象に、年2回の保育所開放を行っており、2回目の保育所開放を下記のとおり予定しております。

冬はどうしても室内にこもりがちになりますが、保育所の子どもたちは、毎日「雪遊び」を楽しんでいます。保育所の子どもたちと一緒に遊び、楽しいひと時を過ごしてみませんか？

お気軽にお越しいただき、育児についての悩み事などがあれば保育士にご相談ください。

▶ 日 時 平成24年2月14日（火）午前9時30分～11時

▶ 内 容 同年齢の子どもたちと室内遊びや、お子さんの年齢・体調・天候に応じて雪遊びを行います。防寒着の用意をお願いします。（保護者の方も）

【お申し込み・お問い合わせ先】小清水保育所 ☎（62）2702

